

令和2年9月7日

技能検定「農業機械整備」作業
受検者の皆様
関係事業所・団体の皆様

茨城県職業能力開発協会
技能検定課

令和2年度後期技能検定「農業機械整備」作業の申請における取り扱いの変更について
(1・2級実技試験受検者のみ対象)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より技能検定試験をご活用いただき誠にありがとうございます。

さて、本県において9月1日に公示の後期技能検定につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、農業機械整備作業を例年通り実施する方向で準備を進めておりました。

しかしながら、当作業は感染拡大防止措置を講じる上で十分な実技試験会場の確保が困難となり、例年のように当初予定の受付に応じた実技試験の実施を断念せざるを得ない状況であるため、実技試験の申請受付について人数制限を設けることとなりました。つきましては、申請方法及び検定手数料の払込について下記のように取り扱いを変更させていただきます。

受検を予定いただいております皆様、試験実施にご協力をいただいている事業所・団体関係者の皆様には、お詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後とも技能検定試験を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 受検申請取り扱い変更職種及び試験
農業機械整備職種（農業機械整備作業）の実技試験(1・2級のみ)※特級は除く
- 2 申請方法(持参可)
郵送または持参とします。なお、検定手数料の払込は行わないでください。
当協会に届いた申請書が定員を超えた場合、定員を超えた日に届いた申請書の中から抽選し受検者を決定します。
※申請期間(10月5日~10月16日)以外に持参・発送した申請書は受理できません。
※学科の受検申請は人数に依らず申請可能であることを申し添えます。
- 3 検定手数料の払込について
後払いとします。申請書を受理した方には当協会より手数料払込のご案内をいたします。
案内を受けられた受検者様は、10月16日(金)までに検定手数料を所定の方法によりお支払いください。
※指定した期間内に支払いがされない場合受付ができないことがございます。
- 4 その他
抽選の結果ご希望に沿えなかった方へは速やかに当協会よりご連絡申し上げます。
また、お預かりした受検申請書は後日ご本人様へ返却いたします。

以上

【問い合わせ】
茨城県職業能力開発協会 技能検定課
TEL:029-221-8647